

●●●●●の会会則

| | | |
|--------|-----|--|
| [名称] | 第1条 | ●●●●●の会と称する。 |
| [目的] | 第2条 | 本会は、介護者の問題に取り組み、介護者の社会参加、無理のない介護の継続を、家族等、介護者、市民、専門家、関連機関、行政等の協働で図り、共に生きる社会をつくることを目的とする。 |
| [事業] | 第3条 | 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 <ol style="list-style-type: none">1. 介護者サロン等、介護者支援に関する活動。2. 介護者支援に関する学習。3. 介護者支援を進めるための社会的な環境の整備。4. その他、団体の目的を達成するために必要な活動。 |
| [会員] | 第4条 | 本会の会員は、二種とする。 <ol style="list-style-type: none">1. 正会員(以下、会員)は、この会の目的に賛同して入会し、この会の活動を推進する個人で、総会における議決権を有するもの。2. 賛助会員は、この会の目的に賛同して入会し、この会の事業を賛助する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの。 |
| [入会] | 第5条 | 本会の入会手続きを次のように定める。 <ol style="list-style-type: none">1. 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。2. 賛助会員になろうとする者は、入会申込書により、会長に申込むものとする。 |
| [義務] | 第6条 | 会員は次のことを遵守しなければならない。 <ol style="list-style-type: none">1. 会費は、年度の定められた期間に納入しなければならない。2. 会員は会の業務に協力しなければならない。3. 事業活動上知りえた事から、情報等については秘密厳守すること。 |
| [役員] | 第7条 | 本会に次の役員をおく。 <ol style="list-style-type: none">1. 会長:1名 副会長若干名 事務局・会計:1名。2. 役員は会員の互選により、総会で選出する。3. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。 |
| [役員職務] | 第8条 | 役員職務は次のように定める。 <ol style="list-style-type: none">1. 会長は、会を代表し会務を総理する。 |

| | | |
|--------|------|---|
| | | <p>2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>3. 事務局・会計は、本会の事務、会計、庶務業務を統括する。</p> |
| [会 議] | 第9条 | <p>本会は、総会、役員会を定期的に開催する。</p> <p>1. 総会は、毎年年度はじめに会長が召集し、本会の目的を達成するための介護相談事業等について審議する。ただし必要に応じて臨時総会を開催することができる。</p> <p>2. 役員会は、会長が招集し会運営に必要な事項を審議する。</p> |
| [会 計] | 第10条 | <p>本会の経費は会費、寄付金、助成金、その他をもってこれにあてる。</p> <p>1. 本会の会員の会費は年間1,000円とする。</p> <p>2. 賛助会員の会費は、年間一口1,000円とする。</p> <p>3. 本会の会費納入は年度始め(4月～5月)に一括納入とする。</p> <p>4. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。</p> |
| [保 険] | 第11条 | <p>会員の保険加入について次のように定める。</p> <p>1. 会員はボランティア保険等に参加しなければならない。</p> <p>2. 加入費用は会員各自の負担とする。</p> |
| [会計監査] | 第12条 | <p>本会の会計監査は役員会に所属しない会員で行う。</p> |
| [その他] | 第13条 | <p>この会則に定められていない事項は役員会にて決定する。</p> |
| [付 則] | | <p>この会則は年●●●●●年●月●日より施行する。</p> <p>この会則の一部(会員・入会について規定設置)を改正し、年●●●●●年●月●日より施行する。</p> |